

京都府社会福祉施設等省エネ推進緊急対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、物価高騰が続く中、社会福祉施設等のコスト削減を推進し、利用者負担への影響を抑制するため、施設の省エネに資する空調・換気設備の更新等に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通所系サービス事業所 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護をいう。
- (2) 障害者施設・高齢者施設等 障害者支援施設、療養介護、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅及び生活支援ハウスをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、京都府の区域（京都市の区域を除く。）に所在する通所系サービス事業所及び障害者施設・高齢者施設等（以下「対象施設等」という。）を運営する者とする。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助対象経費、補助率、補助限度額及び事業対象期間は、別表に定めるところとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業には、国又は府が交付する他の補助金等の交付を受けている事業を含まないものとする。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、通所系サービス事業所及び障害者施設・高齢者施設等ごとに、補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額と補助限度額のいずれか少ない額を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 規則第5条第1項に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

2 規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助事業の変更)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記第2号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、別記第3号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなったとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、知事が別に定める報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第4号様式によるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の概算払)

第11条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、知事が別に定める請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、知事が別に定める様式による報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(地位の承継)

第13条 補助事業者の地位は、合併又は分割その他特別の理由がある場合に限り、承継することができる。

2 前項の規定による補助事業者の地位を承継しようとする者は、その事実を証する書面を添えて、知事が別に定める申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(書類の整備)

第14条 補助事業者は、当該補助事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産」という。)について、別記第5号様式による取得財産管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数とし、同条第2号に規定する知事が別に定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万

円以上のものとする。

- 3 補助事業者は、前項に定める期間を経過する以前に、処分を制限された取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ知事が別に定める申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は、規則第 19 条の承認を受けた補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を府に納付させることができるものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 8 月 19 日から施行し、令和 4 年 6 月 23 日以後に実施された事業に係る補助金から適用する。

別表

補助対象事業の区分	補助対象事業の内容	補助対象経費	補助率	補助限度額	事業対象期間
社会福祉施設等の省エネに資するための次の各号に掲げる設備・機器の更新等 (1) 空調設備の更新・新設 (2) 換気設備の更新 (3) 冷蔵庫の更新 (4) 照明機器の更新 (5) デマンド制御装置等の新設	(1) 施設に付帯する設備であり、更新前のものと比較し、電力消費量が少ないものを対象とする。新設については、換気機能があるもののみ対象とする。 (2) 施設に付帯する設備であり、更新前のものと比較し、電力消費量が少ないもの又は熱交換型の第一種換気設備の機能を備えた設備を対象とする。 (3) 冷蔵庫の更新にあたり、更新前のものと比較し、電力消費量が少ないものを対象とする。 (4) 照明機器の更新にあたり、新たにLED化するものを対象とする。 (5) 空調等の運用を調整し、電力使用量を制御するもの等を対象とする。	補助対象事業を実施するために必要な経費（消耗品費、備品購入費、工事請負費、既存設備の撤去費用、その他知事が必要と認める経費）	3/4以内	1 対象施設等につき100万円。 ただし、定員30名以上の対象施設等については、29名を超える部分について、定員1名につき3万円を加算するものとする。その場合においても1対象施設等につき1,000万円を限度とする。 なお、短期入所、短期入所生活介護及び短期入所療養介護（いずれも空床型除く）の定員は、対象施設等の定員に加えるものとする。 （特に省エネ効果が認められるもので、施設の性質等により上記限度額を超えて実施しなければならない場合には、個別に協議することにより予算の範囲内において限度額を超えて補助する。）	令和4年6月23日から令和4年12月31日まで